浜頓別町国民健康保険病院
新病院建設基本計画

令和２年１１月

北海道浜頓別町

目　　次

○ はじめに

Ⅰ　新病院が目指す姿　（新病院基本構想）

１　新病院の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　新病院の主要機能　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３　新病院の規模　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
４　新病院の診療体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

Ⅱ　施設整備の方向性

１　施設整備の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
２　各部門の整備方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
３　施設整備計画図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

Ⅲ　新病院の事業計画の概要

１　事業スケジュール　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
２　事業費概算額及び充当財源　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
３　事業費の年次別計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
４　企業債及び過疎債の償還計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
５　一般会計からの繰出基準と地方交付税措置・・・・・・・・・・・・・・２３
６　医療機器整備計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

Ⅳ　新病院の経営計画の概要

１　職員の配置計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
２　新病院の収支計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

○ はじめに

浜頓別町国民健康保険病院（以下、「当院」という）は、昭和３２年に開設され、昭和５２年に現病院の新築工事が完成し、町内唯一の医療機関として地域医療の中核的な役割を果たしております。

しかし、当院は既存施設の建築から４０年以上が経過しており、施設の老朽化に加え、防災設備設置義務の経過措置年限が数年先に迫る中で施設の改修を含めた具体的な検討が求められたところであります。

このような中で平成３１年４月に「新病院建設検討委員会」を設置し、新病院建設の必要性等について協議・検討を行い、令和２年３月に「浜頓別町国民健康保険病院 新病院基本構想」が策定されたものであります。

基本構想においては、新病院の担うべき役割や機能、それを維持するための病床規模、新病院の建設予定地や概算事業費等を示し、さらに、この基本構想を踏まえて新病院建設に向けて、設計・施工へと進んでいくために、より具体的な病院機能や設計要件を定めた「浜頓別町国民健康保険病院建設基本計画」を策定するものであります。

基本計画では、施設整備の方向性や新病院の事業計画の概要を定め、さらに、健全経営を維持するための新病院の経営計画の概要についても定めるものであります。

この度の基本計画は、これまで「新病院建設検討委員会」等で議論・検討した方針に基づき、令和７年春の開院に向けた礎となる計画であり、今後の施設整備の方針を取りまとめたものであります。

Ⅰ　新病院が目指す姿　（新病院基本構想）

1　新病院の役割

当院は、浜頓別町で入院機能を提供する唯一の医療機関として、今後においても地域医療を確保していくため、現在の診療科目（外科・内科・産婦人科・整形外科・眼科・小児科）による体制を継続していく必要があります。

更に、町内の介護福祉施設等との連携を強化し、在宅医療、訪問看護を継続する他、リハビリテーション機能の充実を図り、地域包括ケアシステムの構築を推進していくことも求められています。

また、想定される大規模災害時等において、医療活動を継続できる体制を今後も確保し、地域医療の砦として拠点施設の役割を担います。

地域包括ケアシステム概念図

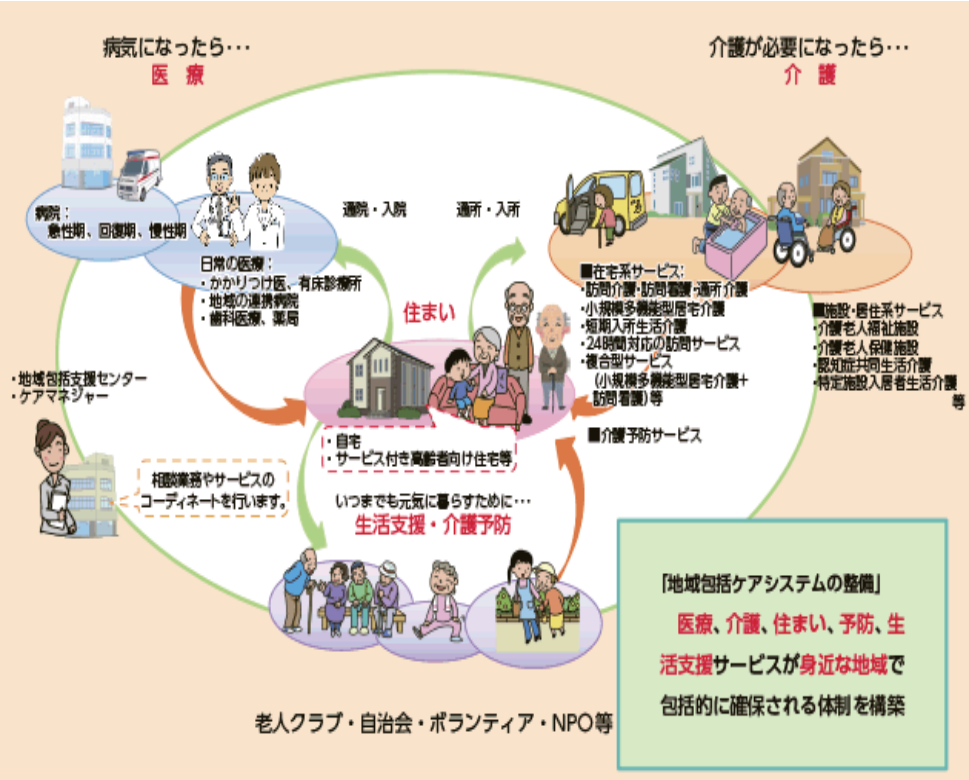

２　新病院の主要機能

前頁の役割を果たすために、以下の主要機能を担います。

（１）地域拠点医療機関としての機能

「浜頓別町国民健康保険病院新改革プラン（平成２９年８月）」で示しているとおり、当院が果たすべき役割である外来診療や入院診療、救急医療等の現行体制を堅持します。

また、在宅医療や訪問看護の継続、保健衛生や予防医療の推進を基本として、今後も住民が安心して暮らせるために介護福祉施設や行政とも連携しながら、初期診療から慢性期診療まで幅広く担う地域の拠点医療機関としての機能を確保します。

（２）救急医療機能

救急医療は「医の原点」と言われており、町民の誰もが適切な医療を受けられるよう、質の高い効果的な救急医療を確保する必要があります。

救急医療は、比較的軽度な患者に対する初期救急医療、重症の患者に対する二次救急医療、重篤な患者の救命医療を担う三次救急医療に大別されますが、新病院では救急病院として、医療機関の少ない地域における初期から二次救急医療を確保します。

（３）在宅医療機能

長期にわたる療養や介護を必要とする患者が病気と共存しながら、生活の質の維持・向上を図りつつ療養生活を継続することができるよう、在宅医療の整備が必要とされています。

新病院においても、訪問看護・訪問リハビリテーションや看取り等、在宅医療に対応した機能を積極的に推進し、地域包括ケアシステムにおける中核機能を果たします。

（４）回復期医療機能

浜頓別町において不足する回復期の機能を確保するため、地域包括ケア病床の設置を検討し、高度急性期病院や介護施設等との連携強化を目指します。

地域包括ケア病床とは、急性期治療を経過した患者や在宅等の患者の受け入れ、また在宅復帰支援等を行う機能を有した地域包括ケアシステムを支える病床と定義されています。

（５）終末期医療機能

終末期医療とは、病気で余命わずかの人が人生の残りの時間を自分らしく過ごし、満足して最期を迎えられるようにすることを目的として、治療による延命よりも病気の症状等による苦痛や不快感を緩和し、精神的な平穏や残された生活の充実を優先させるための医療のことを言います。

こうした身体的・精神的苦痛の緩和を目指す緩和ケアから看取りまでの対応を強化します。

（６）災害時医療機能

災害時における医療については、災害の種類や規模に応じて医療資源を有効に活用する必要があり、平時から災害対策に資する関係機関等との連携体制を構築しておく必要があります。

新病院では、地域の拠点病院として建物の耐震構造化を確保し、想定される大規模災害時においても医療活動を継続できる体制を確保します。

３　新病院の規模

浜頓別町住民の２０２０年（令和２年）から５年毎の入院・外来患者数の推計や町内の医療機関を利用している患者の比率（入院５４％・外来６５％）などから、当院を利用する入院・外来患者数は２０３０年（令和１７年）時点でそれぞれ２９人・８７人程度になると予測されています。

ただし、病床数は病床利用率や救急時の入院需要等を勘案する必要があり、同様に外来患者数についても将来の医療圏内における施設の動向や高齢化による受療率の増加等を見込む必要があることから、現在と同じ入院４０床・外来１００人規模の病院を計画することとします。

４　新病院の診療体制

診療科目等については、内科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、小児科の６科を目標とします。

設置する医療機器は、ＣＴ装置やＸ線ＴＶ装置等の画像診断装置の他、内視鏡装置、超音波診断装置、心電図等の検査機器についても検討します。その際には、現有機器の耐用年数や使用状況等を勘案して、移設するか新しい装置に更新するかの判断を行います。

また、働く医療スタッフの勤務環境も改善し、新たな体制により全員で病院の運営に参加する機運を高め、より良い医療サービスの提供に努めます。

Ⅱ　施設整備の方向性

１　施設整備の方針

当院の施設整備に当たっては、必要な医療機能を十分に発揮できることが重要ですが、それとともに地域の方々に親しまれ、スタッフにとって働きやすい施設づくりを目指すことも課題となります。

そのためには、外来、中央診療（検査・画像診断）、病棟、管理各部門を廊下・上下階により明快に区分し、利用者にとってわかりやすく、移動する動線を短縮することが必要です。また患者の動線とスタッフの動線をできる限り分離し、お互いの動きがスムーズになることも求められます。

敷地形状が南北に長い長方形のため、建物もそれに合わせて長方形の平面を想定します。建物を単純な形状にすることで、建設コスト・ランニングコストの低減を図ることが可能となります。

１階には外来、中央診療、管理の３つの部門を配置することで、各部門の動線の分離を図ることができ、利用者にとっては目的の部屋までがわかり易く、また、スタッフにとってはバックヤードを通ることにより各部門相互の往来が可能となります。

２階は病棟部門とし、１・２階の上下の動線は階段と寝台用エレベーターを２基設け、患者用と職員・物品搬送用に分けることで、患者と職員の動線を分離することができます。

この他、今後の計画で留意すべき点として、以下の点が考えられます。

①病室、廊下等に機械室の外調機から温湿度調整された空気を導入し、病室、診察室を負圧にすることで院内感染を防ぐための空気の流れをつくる。

②省エネに配慮し、経済性を重視した施設計画とするため、外断熱工法、断熱サッシ、二重サッシ等による熱負荷の低減の検討を行う必要がある。

③将来の医療需要の変化に対応可能な施設計画とするため、病棟の居住施設への転換、透析治療等の需要に備えた施設整備計画が必要となる。

④基本構想で述べた「新病院の主要機能」の（１）～（６）の機能を担うための施設整備とする。

２　各部門の整備方針

（１）病棟部門

・病室は、看護需要に応じた自由度の高い病床管理を実現するため重症室２床と個室６室（感染症対応個室２室、特室２室、一般個室２室）を設けることとし、スタッフステーション（SS）から目の届く配置とします。

・４床室は、医療需要の動向を勘案し、将来福祉系居住施設等としても対応できるよう、各室にトイレ、手洗いを確保します。ベッド間も可動間仕切り設置によりプライバシーを尊重し、居室としても対応可能な設えを確保します。

・病棟廊下は療養病床基準の 2.7m幅を確保することで、将来居住施設に転換された場合でも対応可能な計画とします。廊下にはアルコーブ（くぼみ）を設け、ストレッチャーや車いすを置く場所を確保します。

（２）外来部門

・外来診察室に近接して、検体検査室、心電図・超音波等の生理検査室や画像診断部門を設け、患者の利便性に配慮するとともに、スタッフは窓側スタッフ通路を利用することで、効率的な診療を実現できる計画とします。

・感染が疑われる患者専用の外部からの動線・診察スペースを確保します。

（３）中央診療部門（手術・検査・画像診断）

・外来・病棟からの患者アクセスが容易な中央に計画し、救急患者への対応も容易な配置とします。

・各撮影の操作室は一体的な構成として、スタッフの移動が容易で効率的な運営が可能な配置とします。また、内視鏡室はＸ線ＴＶ室に隣接して設け、利便性の向上を図ります。

・手術室は、救急処置室に隣接して設け、必要に応じ救急処置時にも利用可能な施設とします。

（４）リハビリ部門

・リハビリ部門は、外来・病棟からのアクセスが容易な位置とし、介助が必要な患者、車椅子利用の患者の利便性を考慮した計画とします。また、運動器リハビリテーション（１）の基準を満たすため、100㎡以上の面積を確保します。

（５）栄養部門（厨房）

・２階の病棟へ配膳するため、スタッフ用エレベーターに近く、１階デイケアと食堂にも近い位置に厨房を設けます。調理作業員の業務負担軽減を図るため、厨房床・機器はドライ方式の採用を検討します。

（６）管理部門（医局・休憩室・事務等）

・管理部門の諸室は、外来・病棟のどちらにもアクセスし易い位置に配置します。

・機械室・電気室・廃棄物置場は病院南側に設け、外来患者等の利用者動線とは分離します。

各部門の構成については、それぞれの業務の特殊性を考慮し、各部門スタッフの意見を調整した上で決定します。

３　施設整備計画図

（１）新病院の建設地

新病院の建設予定地は、基本構想において、医療環境の変化や医療制度の変更に伴って求められる医療内容や施設設備が変化するため、町内だけでなく南宗谷における医療提供のあり方を視野に入れた将来の病院のあるべき姿を検討することが求められました。この検討の中で改めて、①保健福祉総合センター横、③浜頓別町多目的アリーナ横、のいずれかがふさわしいのかを判断することとしました。

これらを踏まえ、庁内で調整・協議を行った結果、「①保健福祉総合センター横」を建設予定地とすることに決定しました。

その決定に至るポイントとしては、次のとおりです。

①町民及び患者様の利便性

この度選定された建設予定地は、町の中心部に位置し、近隣にはバスターミナルや役場庁舎があり、町民や患者様にとって、とてもアクセスが良いと言えます。また、国道からも近く、敷地前面には道道が通っており、車によるアクセスも非常に良いと言えます。

②敷地の有効利用

敷地には十分な駐車スペースが確保され、隣接する役場庁舎や保健福祉総合センターのスペースも利用が可能なため、十分なスペースを確保することができます。

③建設コストの優位性

市街地中央部の他の敷地に建設を予定した場合、概算事業費で約２億円近くの差があり、この建設予定地に建設することは建設コストの面で優位性が高いと言えます。公共事業は、費用対効果と建設コストの節減が求められます。建設コストを縮減しながら、最大限の施設整備を実現する必要があります。

（２）新病院の配置図・平面図

新敷地における新病院の配置図・平面図は、図表Ⅱ－１／Ⅱ－２のとおりです。

図表Ⅱ－１　保健福祉総合センター横敷地配置図

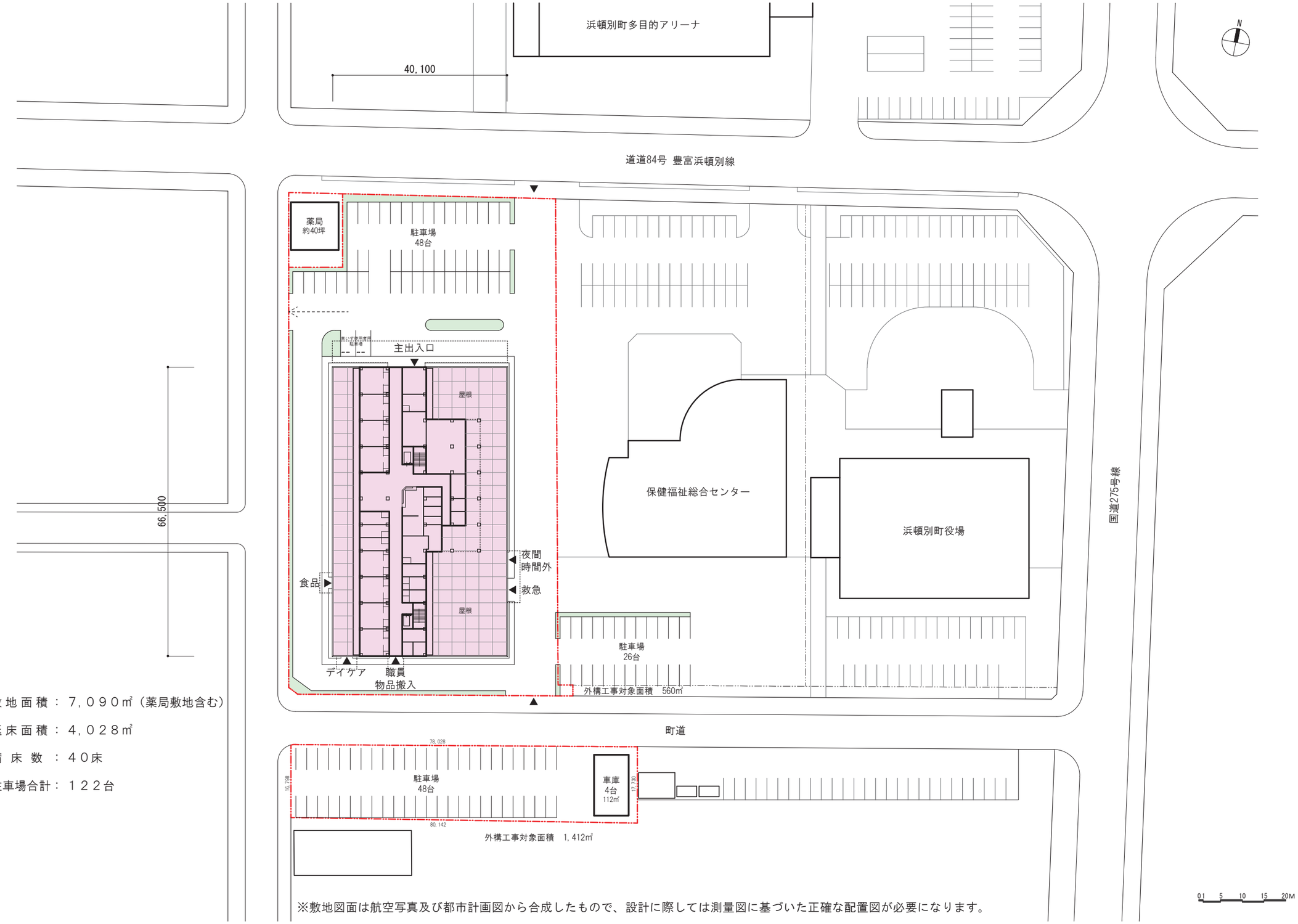

敷地面積：７,０９０㎡（薬局敷地含む）

延床面積：４,０２８㎡

病床数　：４０床

駐車場合計：１２２台

図表Ⅱ－２　保健福祉総合センター横敷地平面図

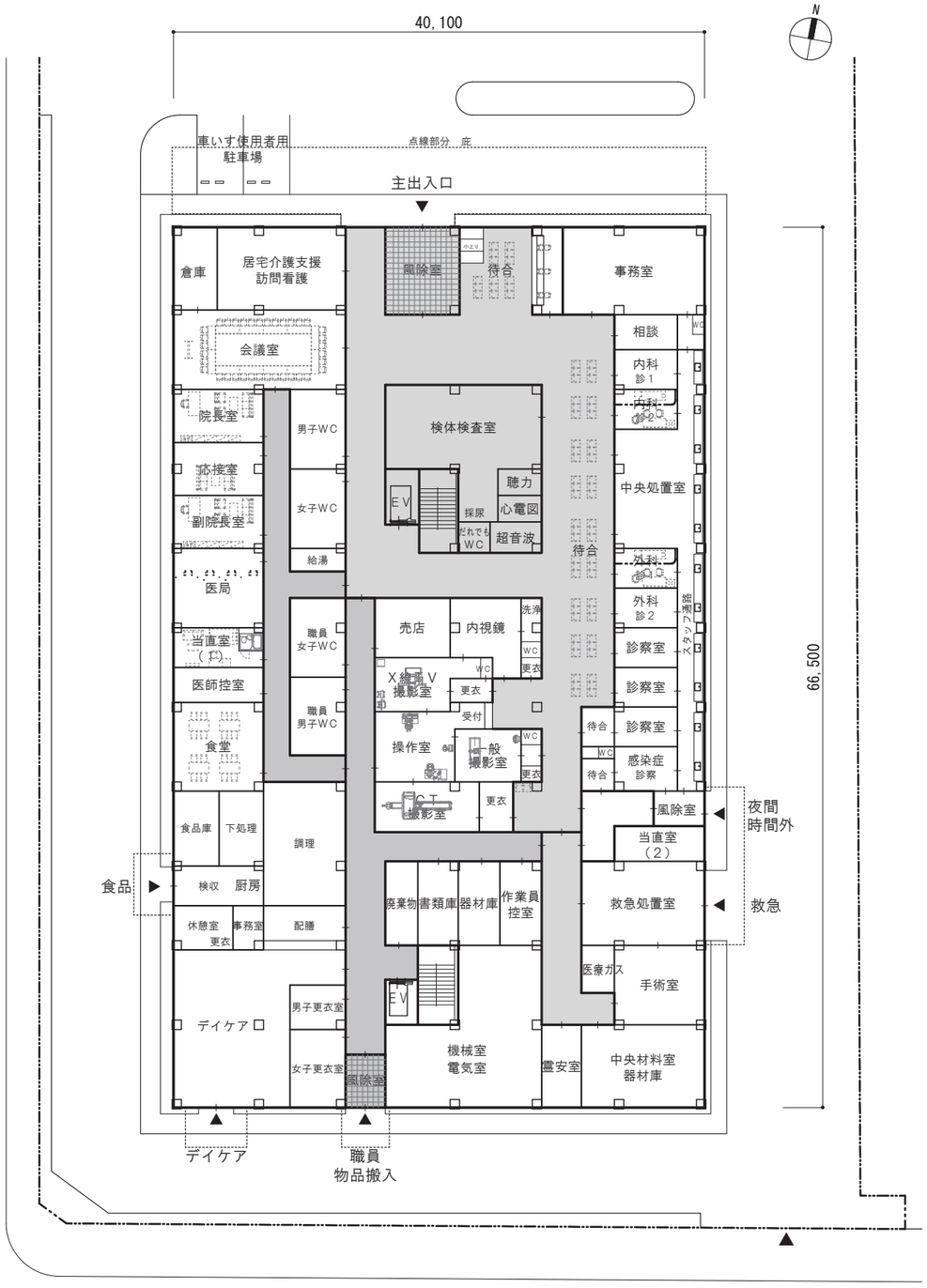

配置図・１階平面図

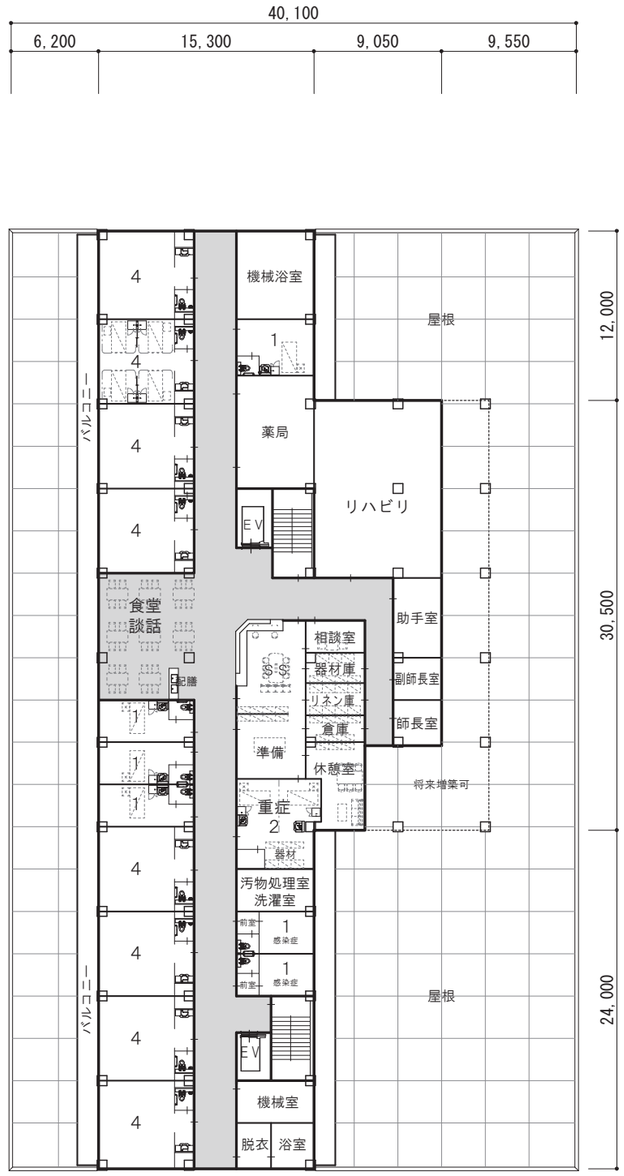

２階平面図

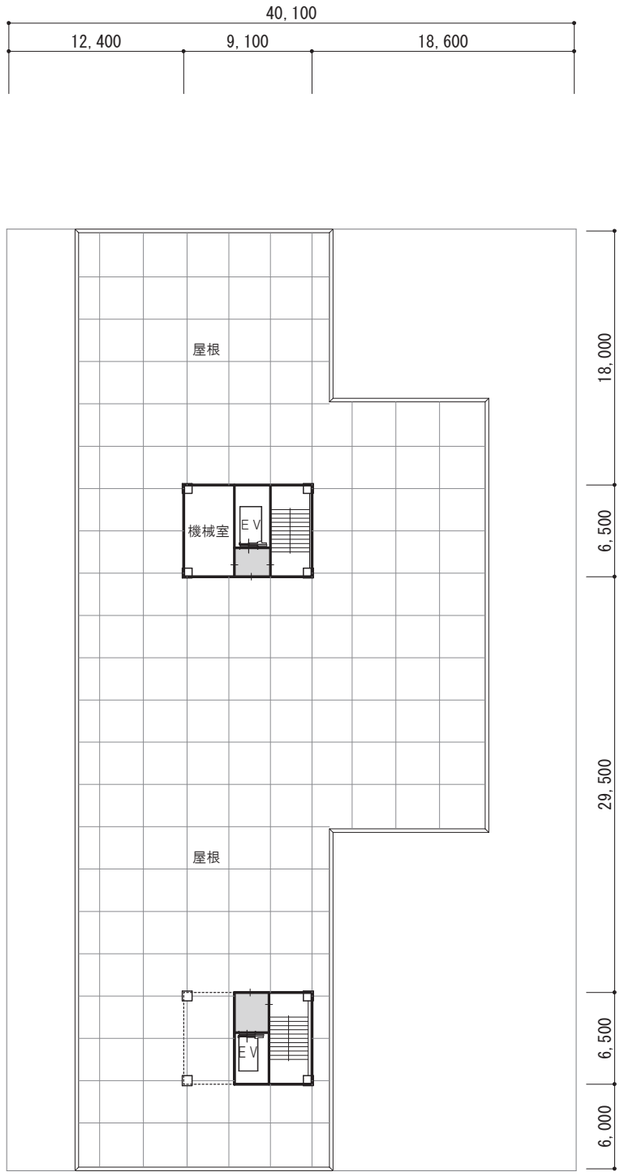

塔屋平面図

床面積

塔屋	１００㎡
２階	１，２６２㎡
１階	２，６６０㎡
合計	４，０２８㎡

0 1M 5M 10M 15M 20M

S＝1: 400

Ⅲ　新病院の事業計画の概要

１　事業スケジュール

新病院建設に係る事業スケジュールは、図表Ⅲ－１（次頁）のとおりです。

新病院の開院は、２０２５年（令和７年）６月を見込んでいます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大や自然災害等の発生状況によっては、設計～工事～開院が遅れる場合もあります。

◆設計期間：１７か月（基本設計８ヶ月・実施設計９ヶ月）

◆工事期間：１８か月

近年、病院施設など大型の公共施設の設計施工にあたっては、従来の設計施工分離方式のほか、設計施工一括方式（デザインビルド方式）など多様な発注方式が増えております。

新病院の整備手法については、当該事業を円滑にかつ効率的に進められるよう、今後、関係各部署と連携・協議し選定します。

図表Ⅲ－２　各発注方式の留意点等

整　備　手　法	概　　要	長所・留意点
①設計施工分離発注方式	設計、施工をそれぞれ個別に発注する従来型の方式	・詳細な設計内容に基づいて工事の発注が可能である ・施工者による資材調達や施工方法等の知見が設計に反映されない
②ＤＢ（デザインビルド ）方式	設計と施工を一括して施工会社に発注する方式	・発注段階から工事費と工期が設定される ・設計段階から資材調達や施工方法等が導入され、工期の短縮が可能となる ・設計と施工の責任が一元化される ・設計変更等の要望に対して迅速な対応が可能である

図表Ⅲ－１　新病院建設事業スケジュール（工程表）

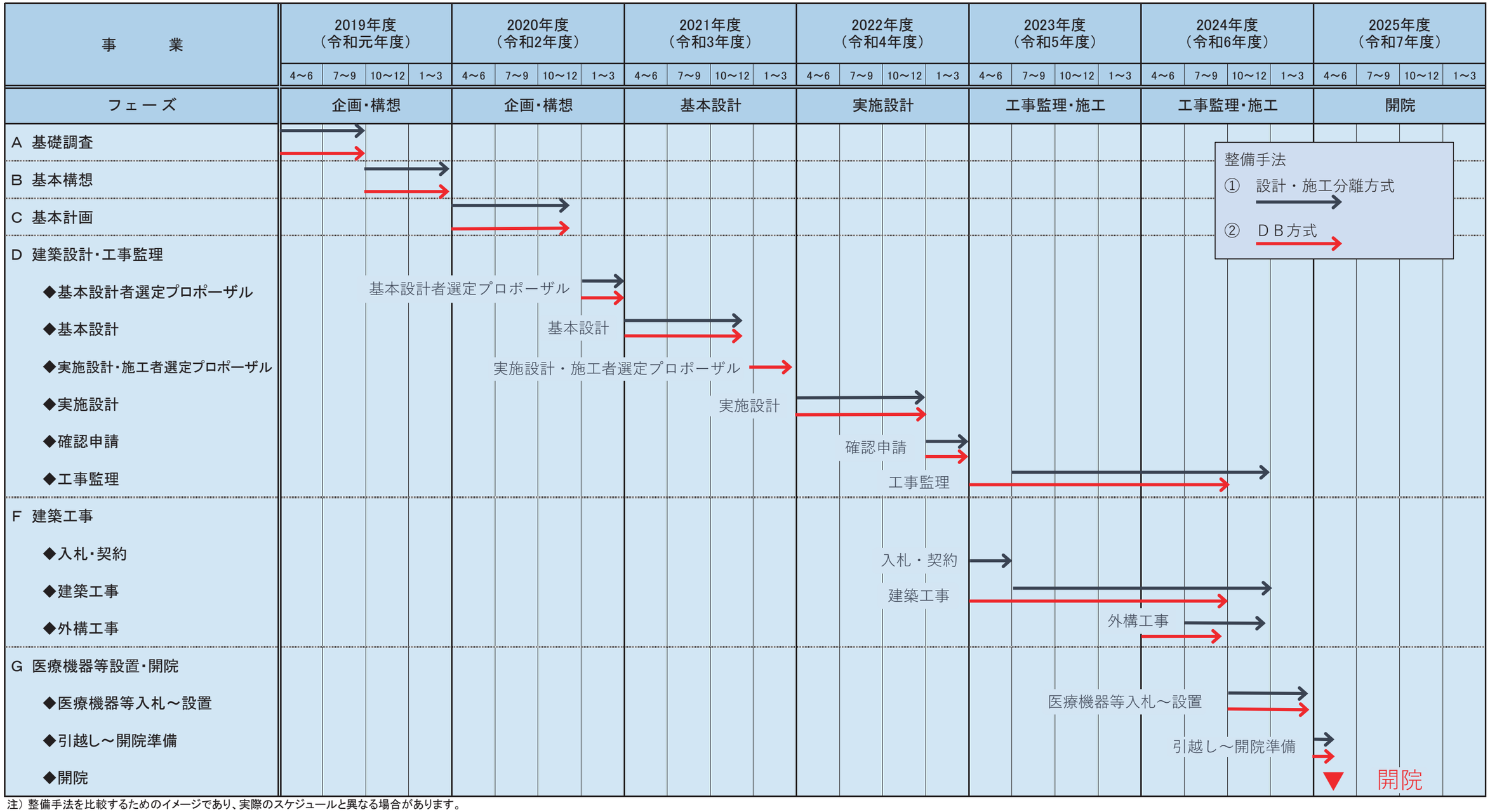

注）整備手法を比較するためのイメージであり、実際のスケジュールと異なる場合があります。

２　事業費概算額及び充当財源

移転・新築に要する事業費概算額及び充当財源は、図表Ⅲ－３のとおりです。

なお、各事業費の財源は、企業債[1]及び過疎債[2]の充当を基本とします。

また、基本設計や解体工事など上記の対象とならない事業に対しては、一般財源及び一般会計繰入金を充当します。

図表Ⅲ－３　事業費概算額及び充当財源

（単位：千円）

項目	事業費		充当財源					
	算出根拠	金額	国保調整交付金	企業債		過疎債	一般会計繰入金	一般財源
				30年	5年			
設計・監理委託料	新築工事設計料：51,000（国交省告示98号による） ※設計料＝基本設計17,000+実施設計34,000 新築工事監理料：13,800（国交省告示98号による） 新築工事常駐監理料：18,000（1.5名・12ヶ月想定） 外構工事設計料：5,000 解体工事設計料：5,000	93,000		35,500		35,500	11,000	11,000
建築工事費	病　院：4,028㎡×@450 車　庫：112㎡×@240	1,839,000	85,000	877,000		877,000		
外構工事費	6,080㎡（※外構面積）×@ 15 ※外構面積＝敷地面積8,852㎡－建物面積2,772㎡ 敷地面積＝6,880㎡（薬局210㎡除く） ＋1,412㎡（駐車場48台分）＋560㎡（駐車場26台分） 建物面積＝病院部分2,660㎡＋車庫部分112㎡	91,000		45,500		45,500		
医療機器等整備費	医療機器：40床×@ 5,000 什器備品：40床×@　700	228,000			100,000	100,000	14,000	14,000
引越費	40床×@ 500	20,000						20,000
解体工事費	3,600㎡（病院・通所リハ）×@ 30	108,000						108,000
合計		2,379,000	85,000	958,000	100,000	1,058,000	25,000	153,000

（注）1. 事業費は、2020年（令和2年）11月現在で想定される金額（消費税込み。）を設定している。なお、税率の変更は見込んでいない。
2. 事業費の10万円以下の金額は、四捨五入している。
3. 建築工事費は、給排水、電気（電話、ナースコール等を含む。）、空調、昇降機等の設備工事も含む。
4. 解体工事費は、地下2m以下の工作物を対象としていない。

---

1 県や市町村が設置した公営企業（病院事業）において、病院の建て替えや医師住宅等の建設、あるいは医療機器等を導入する際に地方債を発行する（国から資金を借り入れる。）ことができます。この財源を『企業債（病院事業債）』と言います。

2 浜頓別町は、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）により、「過疎地域」に指定されています。当地域に指定されている市町村については、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として、特別に地方債を発行することができます。この財源を『過疎債』と言います。

３　事業費の年次別計画

移転・新築に要する建設事業費の年次別計画は、図表Ⅲ－４のとおりです。

各事業の年次は、図表Ⅲ－１（１３頁）を基準としています。

図表Ⅲ－４　事業費の年次別計画

（単位：千円）

項目		2021年度（令和3年度）	2022年度（令和4年度）	2023年度（令和5年度）	2024年度（令和6年度）	2025年度（令和7年度）
設計・監理委託料		17,000	34,000	16,000	21,000	5,000
	基本設計	17,000				
	実施設計		34,000			
	工事監理			7,000	7,000	
	常駐監理			9,000	9,000	
	外構設計				5,000	
	解体設計					5,000
建築工事費				906,000	933,000	
	病院			906,000	906,000	
	車庫				27,000	
外構工事費					91,000	
医療機器等整備費					228,000	
	医療機器				200,000	
	什器備品				28,000	
引越費						20,000
解体工事費						108,000
合計		17,000	34,000	922,000	1,273,000	133,000
充当財源	国保調整交付金			42,500	42,500	
	企業債（30年）		17,000	439,750	501,250	
	企業債（5年）				100,000	
	過疎債		17,000	439,750	601,250	
	一般会計繰入金	8,500			14,000	2,500
	一般財源	8,500			14,000	130,500
合計		17,000	34,000	922,000	1,273,000	133,000

（注）1．事業費は、2020年（令和2年）11月現在で想定される金額（消費税込み。）を設定している。なお、税率の変更は見込んでいない。
2．建築工事費には、給排水、電気（電話、ナースコール等を含む。）、空調、昇降機等の設備工事も含む。

４　企業債及び過疎債の償還計画

企業債及び過疎債の各年次における元利償還金額は、図表Ⅲ－５（その１）～（その３）（１７～２２頁）のとおりです。

各年次の起債額は、事業費の年次別計画を基準としています。（前頁図表Ⅲ－４参照）

なお、病院事業においては、救急医療・小児医療・へき地医療など不採算な医療にも取り組む必要があるため、地方公営企業法[3]の基本原則等により、企業債の元利償還金額の１／２に相当する額について、一般会計[4]から病院事業会計[5]へ繰出しを行うための基準が定められています。（２３～２４頁参照）

---

[3] 『地方公営企業法』は、地方公共団体（都道府県や市町村など）が設置する病院事業の他、電気・ガス・水道・交通等の事業運営について定めた法律です。これによれば、「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」と定めています。

[4] 『一般会計』とは、地方公共団体の行政運営上、必要となる収入や支出を経理的にまとめたものです。

[5] 『病院事業会計』とは、病院事業における収益や費用を経理的にまとめたものです。

図表Ⅲ－５　企業債の元利償還計画表（その１）

（単位：千円）

年次	企業債1年次起債分 2022年度（令和4年度） 借入金　17,000千円 5年据置30年償還　年利0.5%			企業債2年次起債分 2023年度（令和5年度） 借入金　439,750千円 5年据置30年償還　年利0.5%		
	元　金	利　息	計	元　金	利　息	計
1年次（2022年度<令和4年度>）						
2年次（2023年度<令和5年度>）	0	86	86			
3年次（2024年度<令和6年度>）	0	86	86	0	2,198	2,198
4年次（2025年度<令和7年度>）	0	86	86	0	2,198	2,198
5年次（2026年度<令和8年度>）	0	86	86	0	2,198	2,198
6年次（2027年度<令和9年度>）	0	86	86	0	2,198	2,198
7年次（2028年度<令和10年度>）	639	85	724	0	2,198	2,198
8年次（2029年度<令和11年度>）	643	81	724	16,556	2,178	18,734
9年次（2030年度<令和12年度>）	647	77	724	16,639	2,095	18,734
10年次（2031年度<令和13年度>）	649	75	724	16,722	2,012	18,734
11年次（2032年度<令和14年度>）	653	71	724	16,805	1,929	18,734
12年次（2033年度<令和15年度>）	656	68	724	16,890	1,844	18,734
13年次（2034年度<令和16年度>）	659	65	724	16,975	1,759	18,734
14年次（2035年度<令和17年度>）	663	61	724	17,059	1,675	18,734
15年次（2036年度<令和18年度>）	666	58	724	17,145	1,589	18,734
16年次（2037年度<令和19年度>）	669	55	724	17,231	1,503	18,734
17年次（2038年度<令和20年度>）	673	51	724	17,317	1,417	18,734
18年次（2039年度<令和21年度>）	676	48	724	17,404	1,330	18,734
19年次（2040年度<令和22年度>）	679	45	724	17,490	1,244	18,734
20年次（2041年度<令和23年度>）	683	41	724	17,578	1,156	18,734
21年次（2042年度<令和24年度>）	687	37	724	17,666	1,068	18,734
22年次（2043年度<令和25年度>）	689	35	724	17,754	980	18,734
23年次（2044年度<令和26年度>）	693	31	724	17,844	890	18,734
24年次（2045年度<令和27年度>）	697	27	724	17,933	801	18,734
25年次（2046年度<令和28年度>）	700	24	724	18,023	711	18,734
26年次（2047年度<令和29年度>）	703	21	724	18,113	621	18,734
27年次（2048年度<令和30年度>）	707	17	724	18,204	530	18,734
28年次（2049年度<令和31年度>）	711	13	724	18,295	439	18,734
29年次（2050年度<令和32年度>）	715	9	724	18,387	347	18,734
30年次（2051年度<令和33年度>）	717	7	724	18,479	255	18,734
31年次（2052年度<令和34年度>）	726	3	729	18,571	163	18,734
32年次（2053年度<令和35年度>）				18,670	70	18,740
33年次（2054年度<令和36年度>）						
34年次（2055年度<令和37年度>）						
計	17,000	1,535	18,535	439,750	39,596	479,346

（注）1．年利は、財務省財政融資資金貸付金利（2020年（令和2年）11月1日以降適用）を基準としている。
　　2．年次は、事業スケジュール（工程表）を基準としている。
　　3．四捨五入につき数値は必ずしも一致しない。

図表Ⅲ－５　企業債の元利償還計画表（その２）

（単位：千円）

年次	企業債3年次起債分 2024年度（令和6年度） 借入金　501,250千円 5年据置30年償還　年利0.5%			企業債3年次起債分 2024年度（令和6年度） 借入金　100,000千円 1年据置5年償還　年利0.002%		
	元　金	利　息	計	元　金	利　息	計
1年次（2022年度<令和4年度>）						
2年次（2023年度<令和5年度>）						
3年次（2024年度<令和6年度>）						
4年次（2025年度<令和7年度>）	0	2,506	2,506	0	4	4
5年次（2026年度<令和8年度>）	0	2,506	2,506	24,998	4	25,002
6年次（2027年度<令和9年度>）	0	2,506	2,506	24,999	3	25,002
7年次（2028年度<令和10年度>）	0	2,506	2,506	25,000	2	25,002
8年次（2029年度<令和11年度>）	0	2,506	2,506	25,003	1	25,004
9年次（2030年度<令和12年度>）	18,871	2,483	21,354			
10年次（2031年度<令和13年度>）	18,966	2,388	21,354			
11年次（2032年度<令和14年度>）	19,060	2,294	21,354			
12年次（2033年度<令和15年度>）	19,156	2,198	21,354			
13年次（2034年度<令和16年度>）	19,252	2,102	21,354			
14年次（2035年度<令和17年度>）	19,348	2,006	21,354			
15年次（2036年度<令和18年度>）	19,446	1,908	21,354			
16年次（2037年度<令和19年度>）	19,543	1,811	21,354			
17年次（2038年度<令和20年度>）	19,641	1,713	21,354			
18年次（2039年度<令和21年度>）	19,739	1,615	21,354			
19年次（2040年度<令和22年度>）	19,837	1,517	21,354			
20年次（2041年度<令和23年度>）	19,937	1,417	21,354			
21年次（2042年度<令和24年度>）	20,037	1,317	21,354			
22年次（2043年度<令和25年度>）	20,137	1,217	21,354			
23年次（2044年度<令和26年度>）	20,238	1,116	21,354			
24年次（2045年度<令和27年度>）	20,339	1,015	21,354			
25年次（2046年度<令和28年度>）	20,441	913	21,354			
26年次（2047年度<令和29年度>）	20,544	810	21,354			
27年次（2048年度<令和30年度>）	20,646	708	21,354			
28年次（2049年度<令和31年度>）	20,750	604	21,354			
29年次（2050年度<令和32年度>）	20,854	500	21,354			
30年次（2051年度<令和33年度>）	20,958	396	21,354			
31年次（2052年度<令和34年度>）	21,063	291	21,354			
32年次（2053年度<令和35年度>）	21,168	186	21,354			
33年次（2054年度<令和36年度>）	21,279	80	21,359			
34年次（2055年度<令和37年度>）						
計	501,250	45,135	546,385	100,000	14	100,014

（注）1．年利は、財務省財政融資資金貸付金利（2020年(令和2年)11月1日以降適用）を基準としている。
　　2．年次は、事業スケジュール（工程表）を基準としている。
　　3．四捨五入につき数値は必ずしも一致しない。

図表Ⅲ－５　企業債の元利償還計画表（その３）

（単位：千円）

年次	合計			企業債に対する一般会計繰出額（合計の1／2の額）		
	元金	利息	計	元金	利息	計
1年次（2022年度<令和4年度>）	0	0	0	0	0	0
2年次（2023年度<令和5年度>）	0	86	86	0	43	43
3年次（2024年度<令和6年度>）	0	2,284	2,284	0	1,142	1,142
4年次（2025年度<令和7年度>）	0	4,794	4,794	0	2,397	2,397
5年次（2026年度<令和8年度>）	24,998	4,794	29,792	12,499	2,397	14,896
6年次（2027年度<令和9年度>）	24,999	4,793	29,792	12,500	2,397	14,896
7年次（2028年度<令和10年度>）	25,639	4,791	30,430	12,820	2,396	15,215
8年次（2029年度<令和11年度>）	42,202	4,766	46,968	21,101	2,383	23,484
9年次（2030年度<令和12年度>）	36,157	4,655	40,812	18,079	2,328	20,406
10年次（2031年度<令和13年度>）	36,337	4,475	40,812	18,169	2,238	20,406
11年次（2032年度<令和14年度>）	36,518	4,294	40,812	18,259	2,147	20,406
12年次（2033年度<令和15年度>）	36,702	4,110	40,812	18,351	2,055	20,406
13年次（2034年度<令和16年度>）	36,886	3,926	40,812	18,443	1,963	20,406
14年次（2035年度<令和17年度>）	37,070	3,742	40,812	18,535	1,871	20,406
15年次（2036年度<令和18年度>）	37,257	3,555	40,812	18,629	1,778	20,406
16年次（2037年度<令和19年度>）	37,443	3,369	40,812	18,722	1,685	20,406
17年次（2038年度<令和20年度>）	37,631	3,181	40,812	18,816	1,591	20,406
18年次（2039年度<令和21年度>）	37,819	2,993	40,812	18,910	1,497	20,406
19年次（2040年度<令和22年度>）	38,006	2,806	40,812	19,003	1,403	20,406
20年次（2041年度<令和23年度>）	38,198	2,614	40,812	19,099	1,307	20,406
21年次（2042年度<令和24年度>）	38,390	2,422	40,812	19,195	1,211	20,406
22年次（2043年度<令和25年度>）	38,580	2,232	40,812	19,290	1,116	20,406
23年次（2044年度<令和26年度>）	38,775	2,037	40,812	19,388	1,019	20,406
24年次（2045年度<令和27年度>）	38,969	1,843	40,812	19,485	922	20,406
25年次（2046年度<令和28年度>）	39,164	1,648	40,812	19,582	824	20,406
26年次（2047年度<令和29年度>）	39,360	1,452	40,812	19,680	726	20,406
27年次（2048年度<令和30年度>）	39,557	1,255	40,812	19,779	628	20,406
28年次（2049年度<令和31年度>）	39,756	1,056	40,812	19,878	528	20,406
29年次（2050年度<令和32年度>）	39,956	856	40,812	19,978	428	20,406
30年次（2051年度<令和33年度>）	40,154	658	40,812	20,077	329	20,406
31年次（2052年度<令和34年度>）	40,360	457	40,817	20,180	229	20,409
32年次（2053年度<令和35年度>）	39,838	256	40,094	19,919	128	20,047
33年次（2054年度<令和36年度>）	21,279	80	21,359	10,640	40	10,680
34年次（2055年度<令和37年度>）	0	0	0	0	0	0
計	1,058,000	86,280	1,144,280	529,006	43,146	572,141

図表Ⅲ－５　過疎債の元利償還計画表（その１）

（単位：千円）

年次	過疎債1年次起債分 2022年度（令和4年度） 借入金　17,000千円 5年据置30年償還　年利0.5%			過疎債2年次起債分 2023年度（令和5年度） 借入金　439,750千円 5年据置30年償還　年利0.5%		
	元　金	利　息	計	元　金	利　息	計
1年次（2022年度<令和4年度>）						
2年次（2023年度<令和5年度>）	0	86	86			
3年次（2024年度<令和6年度>）	0	86	86	0	2,198	2,198
4年次（2025年度<令和7年度>）	0	86	86	0	2,198	2,198
5年次（2026年度<令和8年度>）	0	86	86	0	2,198	2,198
6年次（2027年度<令和9年度>）	0	86	86	0	2,198	2,198
7年次（2028年度<令和10年度>）	639	85	724	0	2,198	2,198
8年次（2029年度<令和11年度>）	643	81	724	16,556	2,178	18,734
9年次（2030年度<令和12年度>）	647	77	724	16,639	2,095	18,734
10年次（2031年度<令和13年度>）	649	75	724	16,722	2,012	18,734
11年次（2032年度<令和14年度>）	653	71	724	16,805	1,929	18,734
12年次（2033年度<令和15年度>）	656	68	724	16,890	1,844	18,734
13年次（2034年度<令和16年度>）	659	65	724	16,975	1,759	18,734
14年次（2035年度<令和17年度>）	663	61	724	17,059	1,675	18,734
15年次（2036年度<令和18年度>）	666	58	724	17,145	1,589	18,734
16年次（2037年度<令和19年度>）	669	55	724	17,231	1,503	18,734
17年次（2038年度<令和20年度>）	673	51	724	17,317	1,417	18,734
18年次（2039年度<令和21年度>）	676	48	724	17,404	1,330	18,734
19年次（2040年度<令和22年度>）	679	45	724	17,490	1,244	18,734
20年次（2041年度<令和23年度>）	683	41	724	17,578	1,156	18,734
21年次（2042年度<令和24年度>）	687	37	724	17,666	1,068	18,734
22年次（2043年度<令和25年度>）	689	35	724	17,754	980	18,734
23年次（2044年度<令和26年度>）	693	31	724	17,844	890	18,734
24年次（2045年度<令和27年度>）	697	27	724	17,933	801	18,734
25年次（2046年度<令和28年度>）	700	24	724	18,023	711	18,734
26年次（2047年度<令和29年度>）	703	21	724	18,113	621	18,734
27年次（2048年度<令和30年度>）	707	17	724	18,204	530	18,734
28年次（2049年度<令和31年度>）	711	13	724	18,295	439	18,734
29年次（2050年度<令和32年度>）	715	9	724	18,387	347	18,734
30年次（2051年度<令和33年度>）	717	7	724	18,479	255	18,734
31年次（2052年度<令和34年度>）	726	3	729	18,571	163	18,734
32年次（2053年度<令和35年度>）				18,670	70	18,740
33年次（2054年度<令和36年度>）						
34年次（2055年度<令和37年度>）						
計	17,000	1,535	18,535	439,750	39,596	479,346

（注）1．年利は、財務省財政融資資金貸付金利（2020年(令和2年)11月1日以降適用）を基準としている。
　　2．年次は、事業スケジュール（工程表）を基準としている。
　　3．四捨五入につき数値は必ずしも一致しない。

図表Ⅲ－５　過疎債の元利償還計画表（その２）

（単位：千円）

年次	過疎債3年次起債分 2024年度（令和6年度） 借入金　501,250千円 5年据置30年償還　年利0.5%			過疎債3年次起債分 2024年度（令和6年度） 借入金　100,000千円 1年据置5年償還　年利0.002%		
	元　金	利　息	計	元　金	利　息	計
1年次（2022年度<令和4年度>）						
2年次（2023年度<令和5年度>）						
3年次（2024年度<令和6年度>）						
4年次（2025年度<令和7年度>）	0	2,506	2,506	0	4	4
5年次（2026年度<令和8年度>）	0	2,506	2,506	24,998	4	25,002
6年次（2027年度<令和9年度>）	0	2,506	2,506	24,999	3	25,002
7年次（2028年度<令和10年度>）	0	2,506	2,506	25,000	2	25,002
8年次（2029年度<令和11年度>）	0	2,506	2,506	25,003	1	25,004
9年次（2030年度<令和12年度>）	18,871	2,483	21,354			
10年次（2031年度<令和13年度>）	18,966	2,388	21,354			
11年次（2032年度<令和14年度>）	19,060	2,294	21,354			
12年次（2033年度<令和15年度>）	19,156	2,198	21,354			
13年次（2034年度<令和16年度>）	19,252	2,102	21,354			
14年次（2035年度<令和17年度>）	19,348	2,006	21,354			
15年次（2036年度<令和18年度>）	19,446	1,908	21,354			
16年次（2037年度<令和19年度>）	19,543	1,811	21,354			
17年次（2038年度<令和20年度>）	19,641	1,713	21,354			
18年次（2039年度<令和21年度>）	19,739	1,615	21,354			
19年次（2040年度<令和22年度>）	19,837	1,517	21,354			
20年次（2041年度<令和23年度>）	19,937	1,417	21,354			
21年次（2042年度<令和24年度>）	20,037	1,317	21,354			
22年次（2043年度<令和25年度>）	20,137	1,217	21,354			
23年次（2044年度<令和26年度>）	20,238	1,116	21,354			
24年次（2045年度<令和27年度>）	20,339	1,015	21,354			
25年次（2046年度<令和28年度>）	20,441	913	21,354			
26年次（2047年度<令和29年度>）	20,544	810	21,354			
27年次（2048年度<令和30年度>）	20,646	708	21,354			
28年次（2049年度<令和31年度>）	20,750	604	21,354			
29年次（2050年度<令和32年度>）	20,854	500	21,354			
30年次（2051年度<令和33年度>）	20,958	396	21,354			
31年次（2052年度<令和34年度>）	21,063	291	21,354			
32年次（2053年度<令和35年度>）	21,168	186	21,354			
33年次（2054年度<令和36年度>）	21,279	80	21,359			
34年次（2055年度<令和37年度>）						
計	501,250	45,135	546,385	100,000	14	100,014

（注）1．年利は、財務省財政融資資金貸付金利（2020年(令和2年)11月1日以降適用）を基準としている。
　　2．年次は、事業スケジュール（工程表）を基準としている。
　　3．四捨五入につき数値は必ずしも一致しない。

図表Ⅲ－５　過疎債の元利償還計画表（その３）

（単位：千円）

年次	合計			過疎債に対する一般会計繰出額（合計と同額）		
	元金	利息	計	元金	利息	計
1年次（2022年度<令和4年度>）	0	0	0	0	0	0
2年次（2023年度<令和5年度>）	0	86	86	0	86	86
3年次（2024年度<令和6年度>）	0	2,284	2,284	0	2,284	2,284
4年次（2025年度<令和7年度>）	0	4,794	4,794	0	4,794	4,794
5年次（2026年度<令和8年度>）	24,998	4,794	29,792	24,998	4,794	29,792
6年次（2027年度<令和9年度>）	24,999	4,793	29,792	24,999	4,793	29,792
7年次（2028年度<令和10年度>）	25,639	4,791	30,430	25,639	4,791	30,430
8年次（2029年度<令和11年度>）	42,202	4,766	46,968	42,202	4,766	46,968
9年次（2030年度<令和12年度>）	36,157	4,655	40,812	36,157	4,655	40,812
10年次（2031年度<令和13年度>）	36,337	4,475	40,812	36,337	4,475	40,812
11年次（2032年度<令和14年度>）	36,518	4,294	40,812	36,518	4,294	40,812
12年次（2033年度<令和15年度>）	36,702	4,110	40,812	36,702	4,110	40,812
13年次（2034年度<令和16年度>）	36,886	3,926	40,812	36,886	3,926	40,812
14年次（2035年度<令和17年度>）	37,070	3,742	40,812	37,070	3,742	40,812
15年次（2036年度<令和18年度>）	37,257	3,555	40,812	37,257	3,555	40,812
16年次（2037年度<令和19年度>）	37,443	3,369	40,812	37,443	3,369	40,812
17年次（2038年度<令和20年度>）	37,631	3,181	40,812	37,631	3,181	40,812
18年次（2039年度<令和21年度>）	37,819	2,993	40,812	37,819	2,993	40,812
19年次（2040年度<令和22年度>）	38,006	2,806	40,812	38,006	2,806	40,812
20年次（2041年度<令和23年度>）	38,198	2,614	40,812	38,198	2,614	40,812
21年次（2042年度<令和24年度>）	38,390	2,422	40,812	38,390	2,422	40,812
22年次（2043年度<令和25年度>）	38,580	2,232	40,812	38,580	2,232	40,812
23年次（2044年度<令和26年度>）	38,775	2,037	40,812	38,775	2,037	40,812
24年次（2045年度<令和27年度>）	38,969	1,843	40,812	38,969	1,843	40,812
25年次（2046年度<令和28年度>）	39,164	1,648	40,812	39,164	1,648	40,812
26年次（2047年度<令和29年度>）	39,360	1,452	40,812	39,360	1,452	40,812
27年次（2048年度<令和30年度>）	39,557	1,255	40,812	39,557	1,255	40,812
28年次（2049年度<令和31年度>）	39,756	1,056	40,812	39,756	1,056	40,812
29年次（2050年度<令和32年度>）	39,956	856	40,812	39,956	856	40,812
30年次（2051年度<令和33年度>）	40,154	658	40,812	40,154	658	40,812
31年次（2052年度<令和34年度>）	40,360	457	40,817	40,360	457	40,817
32年次（2053年度<令和35年度>）	39,838	256	40,094	39,838	256	40,094
33年次（2054年度<令和36年度>）	21,279	80	21,359	21,279	80	21,359
34年次（2055年度<令和37年度>）	0	0	0	0	0	0
計	1,058,000	86,280	1,144,280	1,058,000	86,280	1,144,280

５　一般会計からの繰出基準と地方交付税措置

地方公共団体が設置する病院・電気・ガス・水道・交通等の地方公営企業は、すべて独立採算による運営が義務付けられており、運営に必要な費用はその事業の収益で賄うことを原則としています。

ただし、病院事業については、不採算な医療等へも取り組む必要があることに加え、必要な費用を独自の料金として徴収することは難しく、全国一律の診療報酬制度に基づいて収益を確保しなければならないなどの特殊性があります。

このため、地方公営企業法第１７条の２「経費負担の原則」では、「病院事業において負担することが適当でない経費」や「病院事業収入をもって充てることが困難であると認められる経費」については、一般会計から病院事業会計へ繰出しを行う基準が定められています。

浜頓別町における病院事業への繰出基準は、図表Ⅲ－６（次頁）のとおりとなっており、詳細及び記載のないものについては、各年度に示される国の基準を採用することとしています。

また、病院事業会計への繰出しに対して、国から一般会計へ繰出額の５０パーセントに相当する地方交付税[6]措置も行われています（病院事業債の元利償還金額に対しては２５パーセント相当）。

今回のような施設整備に係る建設改良費については、建築単価が１平方メートル当たり３６万円以下の部分に相当する額に係る企業債の元利償還金額について地方交付税措置を行うこととされています。

6　『地方交付税』とは、地域間における財源の格差を調整するために、本来は地方公共団体の税収入とすべきところを国が代わりに国税として徴収し、一定の基準にしたがって地方公共団体へ再配分する財源です。

図表Ⅲ－６　一般会計から病院事業会計への繰出基準

項　　目	繰　出　基　準
病院の建設改良に係る経費（過疎債を含む）	◆企業債償還金の3分の2（H14年度分まで） ◆企業債償還金の2分の1（H15年度分以降） ◆建設改良（工事請負費、医療機器）の2分の1 ◆過疎債 ◆企業債利息償還金の3分の2（H14年度分まで） ◆企業債利息償還金の2分の1（H15年度分以降）
へき地医療の確保に要する経費	◆出張医師、応援医師に係る経費
不採算地区病院の運営に要する経費	
結核に係る経費	※該当なし
精神病院の運営に要する経費	※該当なし
感染症医療に関する経費	※該当なし
リハビリテーション医療に要する経費	※該当なし
周産期医療に要する経費	※該当なし
小児医療に要する経費	※該当なし
救急医療の確保に要する経費	
高度医療に要する経費	※該当なし
公立病院附属看護師養成所の運営に要する経費	※該当なし
院内保育所の運営に要する経費	※該当なし
公立病院附属診療所の運営に要する経費	※該当なし
保健衛生行政事務に要する経費	※該当なし
経営基盤強化対策に要する経費	◆医師及び看護師等の研究研修に要する経費の2分の1 ◆保健、医療、福祉の共同研修等に要する経費の2分の1 ※該当なし ◆病院事業会計に係る共済追加費用の負担 に要する経費の2分の1 ◆公立病院改革の推進に要する経費　※該当なし ◆医師確保対策に要する経費
その他	◆地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金 に係る公的負担に要する経費 ◆地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費 ◆その他

普通交付税（２０２０年度(令和２年度)市町村分）

●病　　院

（１）病床１床当たり　735 千円 × 病床数

（２）元 利 償 還 金　元利償還金 × 0.25

（３）救急告示病院（1 病院当たり）

1,697 千円×救急病床数＋32,900 千円

○市町村立診療所

【1 診療所当たり】　7,100 千円

【病床 1 床当たり】　367.5 千円

○看護師養成所

【生徒数１人当たり】　492 千円

特別交付税（２０１９年度(令和元年度)市町村分）

●不採算地区病院	１床当たり	第１種	1,549 千円
		第２種	1,033 千円
○結　核　病　床	１床当たり		1,633 千円
○精　神　病　床	１床当たり		1,523 千円
○リハビリ病院	１床当たり		310 千円
○周産期医療病床	１床当たり	第１種	5,305 千円
		第２種	4,245 千円
		第３種	2,805 千円
		第４種	2,243 千円
○小児医療病床	１床当たり		1,267 千円
○感染症病床	１床当たり		4,251 千円
○救命救急センター	1 センター当たり		154,906 千円
○小児救急医療提供病院	病院当たり		9,144 千円

※●は、当院の該当項目

６　医療機器整備計画

新病院へ導入を予定している主要な医療機器（想定取得価格５００万円以上の機器）については、図表Ⅲ－７のとおりです。

なお、これらの機種選定に当たっては、全国の実勢価格や競合品等の情報を可能な限り収集し、病院の規模・機能に見合った機種を計画的に整備します。

図表Ⅲ－７　医療機器整備計画（主要機器）

医　療　機　器	台　数	備　　考
マルチスライスCT装置（16列）	1	更新
X線TV装置	1	更新
一般撮影装置	1	更新
超音波診断装置	1	更新
電子内視鏡システム	1	更新
生化学自動分析装置	1	更新
多項目自動血球計数装置	1	更新
全自動錠剤分包機	1	更新
薬剤分包機	1	更新
手術台	1	更新
電動ベッド	40	更新

（注）2020年（令和2年）11月現在における主要想定医療機器等である。実際の整備年度は変更する場合がある。

Ⅳ　新病院の経営計画の概要

１　職員の配置計画

新病院における職員の配置計画は、図表Ⅵ－１のとおりです。

なお、この計画は２０２０年（令和２年）１１月時点の見込みであり、新病院開院時における実際の配置とは異なる場合があります。

図表Ⅳ－１　新病院の職員配置計画

（単位：人）

部門及び職種		実員数		
		職員	会計年度任用職員	計
医師		2		2
看護部門	看護師	19	2	
	准看護師		1	
	看護補助者		11	
	派遣看護師		3	
	計	19	17	36
薬剤部門	薬剤師	1		
	薬局助手		1	
	計	1	1	2
臨床検査部門	臨床検査技師	1		
	その他			
	計	1	0	1
放射線部門	診療放射線技師	1		
	その他			
	計	1	0	1
リハビリ部門	理学療法士	2		
	作業療法士			
	その他			
	計	2	0	2
栄養部門	管理栄養士	1		
	給食		8	
	計	1	8	9
介護部門	介護支援専門員	2		
	介護看護師	1		
	通所リハ		4	
	計	3	4	7
管理部門	事務職員	9		
	事務（庶務）		1	
	ボイラー		2	
	清掃		1	
	計	9	4	13
合計		39	34	73

（注）実員数は、令和4年度収支計画を基準としている。

２　新病院の収支計画

（１）収支計画の前提条件

収支計画を試算する上での前提条件は、図表Ⅳ－２（２９～３０頁）のとおりです。

なお、それぞれの条件は現時点で実現可能と思われる目標値を設定しており、将来の診療報酬や職員給与の改定など、不確定要素については考慮していません。

図表Ⅳ－２　収支計画を資産する上での前提条件（収益的収支）

試算項目		前提条件
収入	1. 医業収益	(1)～(3)の合計値とします。
	(1) 入院収益	【①入院患者数×②入院診療単価＝③入院収益】として見込みます。 なお、①は基本構想や令和2年度予算計画等に基づき8～17年度を段階的に減少を見込み、②は令和2年度予算計画に基づき23,000円を見込みます。
	(2) 外来収益	【①外来患者数×②外来診療単価＝③外来収益】として見込みます。 なお、①は基本構想や令和2年度予算計画に基づき8～17年度を段階的に減少を見込み、②は令和2年度予算計画に基づき5,600円を見込みます。
	(3) その他の医業収益	室料差額収益、公衆衛生活動収益、他会計負担金（救急医療）など、令和2年度予算計画に基づき29,000千円を見込みます。
	2. 介護事業収益	令和2年度予算計画に基づき35,000千円を見込みます。
	3. 医業外収益	(1)～(3)の合計値とします。
	(1) 他会計負担金・補助金	令和2年度予算計画に基づく一般会計繰入金340,000千円の他、企業債及び過疎債の繰入分をそれぞれ見込みます。
	(2) 長期前受金戻入益	交付金・企業債・過疎債・繰入金等で購入した固定資産について、減価償却見合い分を計上します。
	(3) その他医業外収益	令和2年度予算計画に基づき6,000千円を見込みます。
	4. 特別利益	近年、実績が少ないことから特別利益は見込まないこととします。
支出	1. 医業費用	(1)～(5)の合計値とします。
	(1) 職員給与費	会計年度任用職員制度を反映した令和2年度予算計画に基づき職員給与費を見込みます。
	(2) 材料費	令和2年度予算計画における4年度計画の医業収益に対する材料費の比率(19.6%)を見込みます。
	(3) 経費	令和2年度予算計画における4年度計画の医業収益に対する経費の比率(33.2%)を見込みます。
	(4) 減価償却費	①減価償却費は、「定額法」で計算します。 ②既存のものは、すべて除却・償却されているものとします。 ③医療機器（「器具及び備品」）の耐用年数は概ね6年ですが、実際の使用年数を10年程度と見込み、開院後10年間は更新が発生しないものとします。
	(5) その他の医業費用	令和2年度予算計画に基づき8,400千円を見込みます。
	2. 介護事業収益	令和2年度予算計画に基づき34,000千円を見込みます。
	3. 医業外費用	(1)～(2)の合計値とします。
	(1) 支払利息	企業債及び過疎債の利息の償還を見込みます。 なお、既存施設からの支払利息等は、新病院では考慮しないものとします。
	(2) その他の医業外費用	令和2年度予算計画に基づき13,000千円を見込みます。
	4. 特別損失	近年、実績が少ないことから特別損失は見込まないこととします。

（注）消費税は除きます。

図表Ⅳ－２　収支計画を資産する上での前提条件（資本的収支）

試算項目		前提条件
収入	1. 企業債（病院事業債）	医療機器の実際の使用年数を10年程度と見込み、開院後10年間は起債が発生しないものとします。
	2. 一般会計繰入金	企業債及び過疎債の元金の償還に対する一般会計からの繰入金額を見込みます。
	3. その他	他会計借入金、他会計補助金、国（県）補助金などを見込みます。
支出	1. 建設改良費	医療機器の実際の使用年数を10年程度と見込み、開院後10年間は建設改良費が発生しないものとします。
	2. 企業債償還金	企業債及び過疎債の元金の償還を見込みます。
	3. その他	他会計長期借入金返還金などを見込みます。

（注）消費税を含みますが、将来の税率変更等は考慮していません。

（２）収支計画総括表

収支計画の前提条件を踏まえて試算を行ったものが、図表Ⅵ－３（３２～３３頁）の収支計画総括表です。

収益的収支では開院４年次～１１年次、資本的収支では開院２～１１年次でそれぞれ欠損金が見込まれていますが、開院後の資金繰りに支障を来すことのないよう、収益向上やコスト削減などに取り組み、経営の健全性を確保します。

なお、病院を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、現時点で行う試算が新病院開院後における実際の経営状況と異なる場合があります。

図表Ⅳ－３　収支計画総括表（開院２～６年次）

◆収益的収支

（単位：千円）

項目	開院2年次 2026年（令和8年度）	開院3年次 2027年（令和9年度）	開院4年次 2028年（令和10年度）	開院5年次 2029年（令和11年度）	開院6年次 2030年（令和12年度）
総収益 A	895,058	888,406	881,752	875,063	868,246
医業収益	429,288	422,637	415,986	409,335	402,684
入院収益	256,887	253,529	250,171	246,813	243,455
外来収益	143,401	140,108	136,815	133,522	130,229
その他医業収益	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000
介護事業収益	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000
医業外収益	430,770	430,769	430,766	430,728	430,562
他会計負担金・補助金	340,000	340,000	340,000	340,000	340,000
他会計負担金・補助金（企業債）	2,397	2,397	2,396	2,383	2,328
他会計負担金・補助金（過疎債）	4,794	4,793	4,791	4,766	4,655
長期前受金戻入益（交付金）	3,092	3,092	3,092	3,092	3,092
長期前受金戻入益（企業債）	24,058	24,058	24,058	24,058	24,058
長期前受金戻入益（過疎債）	48,116	48,116	48,116	48,116	48,116
長期前受金戻入益（繰入金）	2,313	2,313	2,313	2,313	2,313
その他医業外収益	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
特別利益	0	0	0	0	0
総費用 B	890,604	887,090	883,575	880,013	876,279
医業費用	834,016	830,504	826,993	823,481	819,969
職員給与費	495,005	495,005	495,005	495,005	495,005
材料費	84,140	82,837	81,533	80,230	78,926
経費	142,524	140,315	138,107	135,899	133,691
減価償却費	103,947	103,947	103,947	103,947	103,947
その他医業費用	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400
介護事業費用	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000
医業外費用	22,588	22,586	22,582	22,532	22,310
企業債利息（企業債）	4,794	4,793	4,791	4,766	4,655
企業債利息（過疎債）	4,794	4,793	4,791	4,766	4,655
その他医業外費用	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
特別損失	0	0	0	0	0
医業利益又は損失	△ 404,728	△ 407,867	△ 411,007	△ 414,146	△ 417,285
経常利益又は損失	3,454	316	△ 2,823	△ 5,950	△ 9,033
純利益又は純損益（A －B）	4,454	1,316	△ 1,823	△ 4,950	△ 8,033

◆資本的収支

資本的収入 C	37,497	37,499	38,459	63,303	54,236
企業債（病院事業債）	0	0	0	0	0
一般会計繰入金（企業債）	12,499	12,500	12,820	21,101	18,079
一般会計繰入金（過疎債）	24,998	24,999	25,639	42,202	36,157
その他	0	0	0	0	0
資本的支出 D	49,996	49,998	51,278	84,404	72,314
建設改良費	0	0	0	0	0
企業債償還金（企業債）	24,998	24,999	25,639	42,202	36,157
企業債償還金（過疎債）	24,998	24,999	25,639	42,202	36,157
その他	0	0	0	0	0
資本的収支差額（C －D）	△ 12,499	△ 12,499	△ 12,819	△ 21,101	△ 18,078

◆総合収支

収益的収支・資本的収支差額合計	△ 8,045	△ 11,183	△ 14,642	△ 26,051	△ 26,111

◆企業債償還計画

建設事業費	合計額	24,998	24,999	25,639	42,202	36,157
		4,794	4,793	4,791	4,766	4,655
		29,792	29,792	30,430	46,968	40,812
	一般会計（他会計負担分）	12,499	12,500	12,820	21,101	18,079
		2,397	2,397	2,396	2,383	2,328
		14,896	14,896	15,215	23,484	20,406

◆過疎債償還計画

建設事業費	合計額	24,998	24,999	25,639	42,202	36,157
		4,794	4,793	4,791	4,766	4,655
		29,792	29,792	30,430	46,968	40,812
	一般会計（他会計負担分）	24,998	24,999	25,639	42,202	36,157
		4,794	4,793	4,791	4,766	4,655
		29,792	29,792	30,430	46,968	40,812

図表Ⅳ－３　収支計画総括表（開院７～１１年次）

◆収益的収支

（単位：千円）

項目	開院7年次 2031年 （令和13年度）	開院8年次 2032年 （令和14年度）	開院9年次 2033年 （令和15年度）	開院10年次 2034年 （令和16年度）	開院11年次 2035年 （令和17年度）
総収益 A	859,945	829,233	820,926	812,620	804,313
医業収益	394,653	386,622	378,591	370,561	362,530
入院収益	238,418	233,381	228,344	223,307	218,270
外来収益	127,235	124,241	121,247	118,254	115,260
その他医業収益	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000
介護事業収益	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000
医業外収益	430,292	407,611	407,335	407,059	406,783
他会計負担金・補助金	340,000	340,000	340,000	340,000	340,000
他会計負担金・補助金（企業債）	2,238	2,147	2,055	1,963	1,871
他会計負担金・補助金（過疎債）	4,475	4,294	4,110	3,926	3,742
長期前受金戻入益（交付金）	3,092	3,092	3,092	3,092	3,092
長期前受金戻入益（企業債）	24,058	17,226	17,226	17,226	17,226
長期前受金戻入益（過疎債）	48,116	34,452	34,452	34,452	34,452
長期前受金戻入益（繰入金）	2,313	400	400	400	400
その他医業外収益	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
特別利益	0	0	0	0	0
総費用 B	871,679	835,923	831,315	826,707	822,099
医業費用	815,729	780,335	776,095	771,855	767,615
職員給与費	495,005	495,005	495,005	495,005	495,005
材料費	77,352	75,778	74,204	72,630	71,056
経費	131,025	128,359	125,692	123,026	120,360
減価償却費	103,947	72,794	72,794	72,794	72,794
その他医業費用	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400
介護事業費用	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000
医業外費用	21,950	21,588	21,220	20,852	20,484
企業債利息（企業債）	4,475	4,294	4,110	3,926	3,742
企業債利息（過疎債）	4,475	4,294	4,110	3,926	3,742
その他医業外費用	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
特別損失	0	0	0	0	0
医業利益又は損失	△ 421,076	△ 393,713	△ 397,504	△ 401,294	△ 405,085
経常利益又は損失	△ 12,734	△ 7,690	△ 11,389	△ 15,087	△ 18,786
純利益又は純損益（A －B）	△ 11,734	△ 6,690	△ 10,389	△ 14,087	△ 17,786

◆資本的収支

資本的収入 C	54,506	54,777	55,053	55,329	55,605
企業債（病院事業債）	0	0	0	0	0
一般会計繰入金（企業債）	18,169	18,259	18,351	18,443	18,535
一般会計繰入金（過疎債）	36,337	36,518	36,702	36,886	37,070
その他	0	0	0	0	0
資本的支出 D	72,674	73,036	73,404	73,772	74,140
建設改良費	0	0	0	0	0
企業債償還金（企業債）	36,337	36,518	36,702	36,886	37,070
企業債償還金（過疎債）	36,337	36,518	36,702	36,886	37,070
その他	0	0	0	0	0
資本的収支差額（C －D）	△ 18,168	△ 18,259	△ 18,351	△ 18,443	△ 18,535

◆総合収支

収益的収支・資本的収支差額合計	△ 29,902	△ 24,949	△ 28,740	△ 32,530	△ 36,321

◆企業債償還計画

建設事業費	合計額	36,337	36,518	36,702	36,886	37,070
		4,475	4,294	4,110	3,926	3,742
		40,812	40,812	40,812	40,812	40,812
	一般会計（他会計負担分）	18,169	18,259	18,351	18,443	18,535
		2,238	2,147	2,055	1,963	1,871
		20,406	20,406	20,406	20,406	20,406

◆過疎債償還計画

建設事業費	合計額	36,337	36,518	36,702	36,886	37,070
		4,475	4,294	4,110	3,926	3,742
		40,812	40,812	40,812	40,812	40,812
	一般会計（他会計負担分）	36,337	36,518	36,702	36,886	37,070
		4,475	4,294	4,110	3,926	3,742
		40,812	40,812	40,812	40,812	40,812